

令和 8 年 7 月 16 日

大山崎町役場 福祉課 社会福祉係

回 答 書

大山崎町福祉団体研修所貸付募集への質問について

質 問 事 項	回 答
① 弊社【法人●●】はすで(2025年2月許認可)に【住所▲▲】にて就労継続支援B型に営業許可を取得しております。 今後新たに大山崎町福祉団体研修所にて、B型の営業許可申請をするとなりますと、新たなサービス管理責任者が必要となるため、弊社【事業所名〇〇】の施設外就労先として検討しております。 その際、施設外就労先となりますと、弊社での賃貸借契約ですと施設外先と認定されない為、弊社関連法人にての賃貸借契約は認められますでしょうか？ 上記の方針にて、公募申請はB型営業許可を保有しております弊社【法人●●】にて申請させて頂く方向で準備しております。	① 本公募は、大山崎町福祉団体研修所において就労継続支援B型事業を実施する事業者を募集し、当該事業者（申込者）と本物件の賃貸借契約を締結することを目的としています。このため、申込者と借主が異なる形での契約は想定しておらず、認められません。 また、本物件は借受事業者が就労継続支援B型事業を実施する事業所として使用することを前提として貸し付けるものであるため、施設外就労先としての利用は本公募の対象としておりません。 なお、本物件を従たる事業所として運営することは可能です。